

博物館登録について

令和8年7月14日

令和5年4月1日博物館法の一部改正が施行され、それまで登録博物館であった館も、改めて登録申請等の手続が必要になりました。

本県では、法改正後に7館の登録が済んでいるが、このたび新たに1館から登録申請があり、申請書を審査し（実地調査を含む）、日本博物館協会作成の「有識者参考リスト」に掲載されている者から意見をお聞きしたところ、博物館登録して問題ありません。

1 県内の状況

(1) 改正法施行前

登録博物館	相当施設	類似施設
7館 ○鳥取県立博物館 ○鳥取市歴史博物館（やまびこ館） ○鳥取市こども科学館 ○鳥取民藝美術館 ○渡辺美術館 ○倉吉博物館・倉吉歴史民俗資料館 ○米子市美術館	0館	4 4館 ○植田正治写真美術館 ○日南町美術館 ○米子市立山陰歴史館 ○鳥取市佐治アストロパーク 等

(2) 令和8年6月現在

登録博物館	指定施設	類似施設
9館 登録済 ○鳥取県立博物館（R5.9.19登録済） ○米子市立山陰歴史館（R5.9.19登録済） ○鳥取市佐治アストロパーク（R6.7.10登録済） ○鳥取市歴史博物館（やまびこ館）（R5.7.31登録済） ○渡辺美術館（R7.2.1登録済） ○倉吉博物館・倉吉歴史民俗資料館（R7.2.1登録済） ○米子市美術館（R8.3.19登録済） 経過措置 ○鳥取市こども科学館 ○鳥取民藝美術館	0館 ※相当施設は、法改正により指定施設と規定	4 2館 ○植田正治写真美術館 ○日南町美術館 等

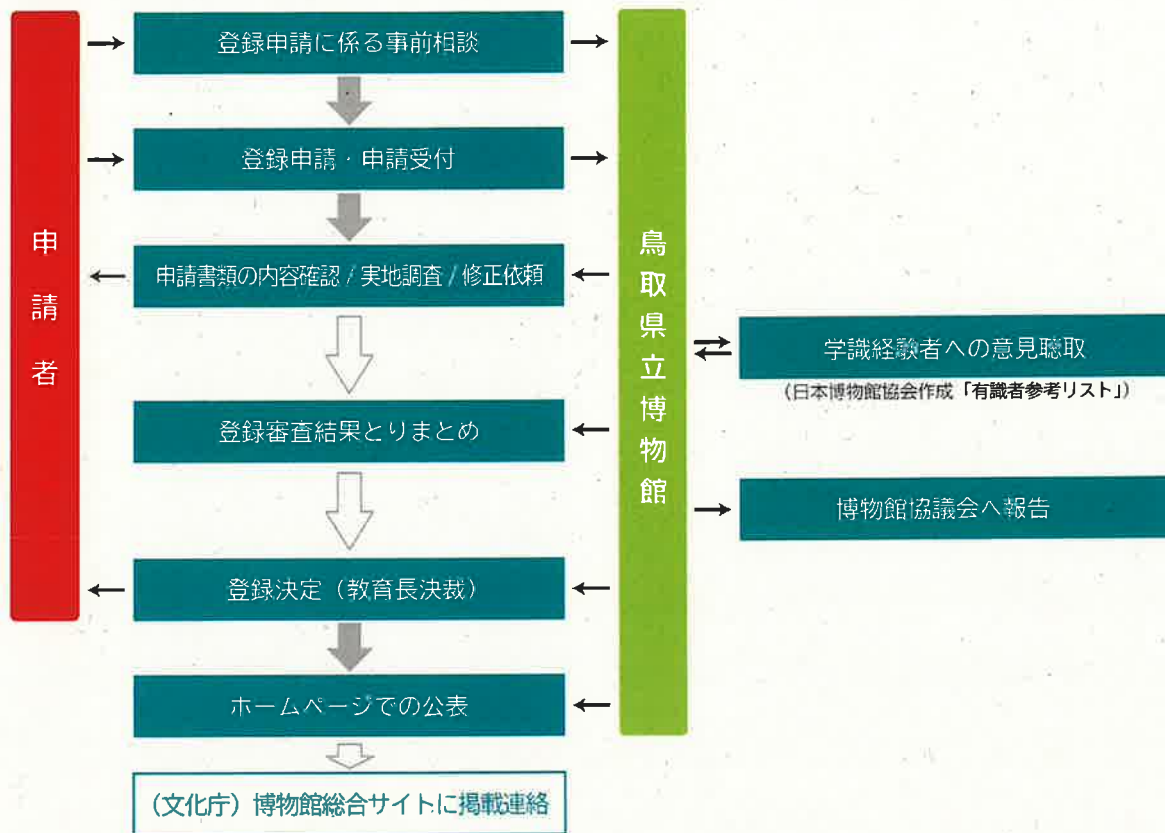
2 今回の申請

番号	館名	概要
1	日南町美術館	設置者：日南町 設置年：平成8年 所在地：日南町霞785番地 施設：鉄骨コンクリート地上2階、 延床面積671.7㎡。

3 今後登録予定（調整中）

鳥取市こども科学館、鳥取民藝美術館

4 審査のフロー



博物館登録にかかる学識経験者からの意見聴取票

記入日 令和 8年 6 月 15 日

職・氏名 渡辺美術館学芸部長 伊東哲夫

1 対象の博物館名

日南町美術館

2 登録についての意見(助言等)

次の□に✓を入れていただき、必要に応じてコメントを記入してください。

☐登録について特段の意見(助言等)なし

☒登録について意見(助言等)あり

・施設管理、運営体制等について。

美術館の活動を第三者的に評価し、支援する上で、運営委員会または評価委員会等の外部委員会を設置した方がよい。

・施設・設備等について。

特に問題ないといえるが、バリアフリーとして館外からの床面がフラットである分、IPM上、また温湿度の安定を少しでも図る上で、出入り口に吸塵マットを敷くこと、また、館外に面した扉の床面および扉合わせ部にモヘア等の防虫・防塵ブラシを設置するとよいと思う。併せて、壁際の床など、館内の必要箇所に適宜、虫トラップを設置し、虫等の侵入の有無、生息状況をモニターすることで、今後の館内環境整備を検討する際に有効かと思う。また、収蔵庫内の箱・その他備品等を床に直置きするのではなく、養生シートを敷く、または簀の子を敷くなどの対策も有効かと思われる。

・空調、換気システムについて。

現行設置の空調設備において、換気フィルターの性能の確認、定期的な点検・適宜交換することなどについて、管理業者に依頼する作業項目として明記するとよいと思われる。

・館内掲示サインについて。

近年、鑑賞アシストとして携帯端末等を利用する機会が増えていることを勘案すると、「館内での使用禁止」とするより「館内での通話禁止」とする方が、来館者の利便性向上と齟齬することなく、提示できるかと思う。

※申請館から今後登録博物館として運営していくうえで参考となる意見(助言等)を記入してください。

☐登録博物館としてふさわしくない

理由：